

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

茨城国民年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び46年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年10月から46年3月まで
②昭和46年4月から同年9月まで

ねんきん特別便が届き、自分の納付記録を確認したところ、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。当時はA都道府県の和裁所に勤務しながら、保険料を納めていたことを憶えている。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間は各6か月と短期間であり、申立人は、両申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、申立期間②直後の昭和46年10月から47年3月までの保険料を現年度納付している事実を確認できるが、その際、納付記録を前詰めしていないことから、この時点では申立期間②の保険料が納付済みであったと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の直後の国民年金手帳記号番号の被保険者が昭和45年10月から46年3月までの保険料を現年度納付していることから、申立人の加入時期も昭和45年10月から46年4月であると推認でき、現年度納付が可能であった申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額16万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円、21年4月から同年6月までの標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年4月から同年8月までを16万円、同年9月から21年8月までを15万円、同年9月から22年4月までを14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年4月1日から22年5月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。給与明細があるので、調査して訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年4月1日から22年5月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」により、A社が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録のとおり9万8,000円であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定または基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額16万円、20

年4月から同年6月までは標準報酬月額 15 万円、21 年4月から同年6月までは標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる上、当該給与明細書の金額は、源泉徴収票の支払金額及びB市区町村が発行する所得証明書の給与収入とも合致している。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を平成20年4月から同年8月までを16万円、同年9月から21年8月までを15万円、同年9月から22年4月までを14万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが判明した。

昭和38年3月15日から平成19年4月1日までA社の関連会社に継続して勤務しており、申立期間当時の辞令もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

A社から提出された「個人履歴データ（退職者）」により、申立人は、申立期間を含め、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された辞令により、申立人は、昭和38年11月1日付けでA社B営業所に転属していることが確認できるところ、同社同営業所に勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱いについては、A社から提出された「社会保険被保険者名簿」により、A社本社で行われていたことが認められる。

さらに、A社に照会したところ、申立人は、正社員としての雇用形態であったので、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたと思われる旨の回答が得られた。

加えて、申立期間当時、A社に勤務していた同僚のうち、連絡先が確認できた8人に照会したところ、4人から回答があり、そのうちの3人から、申立人は正社員として勤務していた旨のほか、申立期間当時は正社員しかおらず、社会保険は自動的に加入していた旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録における昭和38年12月の資格取得時の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社における標準賞与額に係る記録を、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 29 日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成 15 年 8 月分及び同年 12 月分賞与の年金記録が漏れていた。

平成 15 年 8 月分の賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。また、平成 15 年 12 月分の賞与明細書は所持していないものの、賞与を受給した記憶がある。

年金記録に平成 15 年 8 月及び同年 12 月の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された平成 15 年 8 月分の賞与明細書により、申立人は、当該期間において、15 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除が認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成 16 年度の市区町村民税、都道府県民税特別徴収税額の通知書及び 15 年度の給与明細書を基に、15 年 12 月分の賞与が支給されていないと仮定して試算した支給額及び保険料

控除額は、16年度の市区町村民税、都道府県民税特別徴収税額の通知書により確認できる支給額及び控除額とほぼ一致する。

また、A社に照会したところ、申立期間②当時の賃金台帳等が残っていない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は平成17年7月、同年12月、18年7月、及び同年12月分の賞与明細書を所持しているものの、当該明細書では保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除された事実を確認できる資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 47 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、47 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成 18 年 7 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。平成 18 年 7 月分の賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録に同年 7 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年 7 月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、47 万 9,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、夫は、昭和44年1月に入社してから平成2年8月に退職するまで、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から継続して引かれていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和44年1月20日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成2年8月5日に離職した旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立期間を含め、継続して申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の回答が得られた。

さらに、A社から、申立人の同社B工場における勤務に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和51年10月31日ではなく、同年11月1日である旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社

B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年9月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1316

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年6月21日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和54年10月1日から55年6月21日までの期間の標準報酬月額が、8万6,000円であることが判明した。
しかし、基金の記録を確認したところ、当該期間の標準報酬月額は、13万4,000円であったので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は13万4,000円であったと主張しているところ、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、申立人がA社を離職した日である昭和55年6月20日の直前6か月において、その主張する標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金は既に解散しているため、企業年金連合会に照会したところ、同会から提出された申立人に係る「B厚生年金基金加入員台帳」により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、13万4,000円であることが確認できる。

さらに、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書の様式が複写式でなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、基金の記録どおりの届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和47年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和43年4月1日から勤務し、47年3月31日に退職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、離職日が47年3月31日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は、昭和43年4月1日から47年3月31日まで勤務し、同日に退職したので、申立期間の厚生年金保険料が控除されている旨のほか、当時の事務担当者が、被保険者資格喪失日を同年4月1日として届出を行うべきであったにもかかわらず、誤って退職日の同年3月31日として届け出た旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げたA社における被保険者資格を有する二人に照会したところ、うち一人から、申立人と一緒に退職した旨のほか、自身が所持している昭和47年3月分の給与支払明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も控除されて

いたと思う旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和47年2月の標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格喪失日を昭和47年4月1日とすべきところ、誤って同年3月31日として届出を行ってしまった旨の回答が得られたことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。

私は、昭和 61 年に大学を卒業し、当時の A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料については、母がまとめて納付してくれたはずである。

このため、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は学生であり、大学を卒業した昭和 61 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、学生は、平成 3 年 4 月 1 日以前は国民年金に任意の資格で加入することになっていたことから、大学卒業後に加入手続を行った時点で、申立期間の当初まで遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、払出簿により、申立人の妻に係る国民年金手帳記号番号は、婚姻後の姓で申立人と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は、婚姻日である昭和 63 年 4 月 * 日以降に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、大学を卒業した昭和 61 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は矛盾している。

さらに、申立人は、大学を卒業した昭和 61 年 3 月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、母が遡ってまとめて納付してくれたと主張しているものの、申立人は、申立期間の国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の母も、すでに他界していることから、申立期間の国民年

金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年5月まで
年金事務所に照会したところ、平成2年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間の国民年金保険料については、A市区町村役場で3か月分をまとめて納付したはずである。

このため、申立期間について、未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人に係る平成2年3月26日から同年6月4日までの国民年金被保険者期間は、11年6月1日付けで追加されたことが確認できるところ、この時点では、申立期間の保険料は時効となり、納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料については、A市区町村役場で納付したと主張しているが、申立人には現在の基礎年金番号となっている厚生年金保険記号「*」以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの期間及び同年7月から3年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年3月まで
② 平成2年7月から3年5月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成元年9月から2年3月までの期間及び同年7月から3年5月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

国民年金に加入した時期は覚えていないが、申立期間の保険料は、A市区町村役場において、間違いなく納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、平成5年5月3日以降であると考えられる上、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②の直近の3年7月及び同年8月の保険料について、5年7月26日に過年度納付していることが確認できることから、両申立期間については時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成5年5月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、両申立期間当時の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から平成2年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和58年12月から平成2年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

20歳からしばらくの間、国民年金に加入していなかったが、A市区町村役場の職員が、何度も自宅兼店舗に来て、国民年金への加入を勧められたため、平成2年3月頃、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続をした日に、母が一括納付してくれたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者名簿に記載された年金手帳送付年月日により、平成2年1月24日であると考えられ、この時点において、申立期間の大半については、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の母が、平成2年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人には、平成4年2月5日に、過年度保険料に係る納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において、少なくとも時効未到来である2年1月から同年3月までの保険料は未納であったことが推認でき、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成2年1月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間当時の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 63 年 5 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 61 年 2 月から 63 年 5 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間は不明だが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、労働局から、申立人の雇用保険被保険者記録について、昭和 63 年 6 月 1 日以前に取得又は喪失が行われた記録は無い旨の回答が得られた。

また、A社に照会したところ、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認する資料は無く、詳しい状況は分からない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間の従業員数について、A社の回答では 25 人ないし 30 人、同僚の証言では 20 人ないし 30 人であるところ、被保険者原票及びオンライン記録により確認できる申立期間の被保険者数は 10 人ないし 18 人であることが確認できることから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を含む、昭和 35 年 10 月 1 日から 63 年 6 月 1 日までの期間において、国民年金被保険者資格を有しているほか、申立期間のうち、一部期間を除いて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月から平成元年 12 月まで
② 平成 2 年 1 月から 3 年 12 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社B支社に勤務していた昭和 62 年 7 月から平成元年 12 月までの期間及び同社C支社に勤務していた 2 年 1 月から 3 年 12 月までの期間の標準報酬月額が、9 万 8,000 円ないし 53 万円であることが判明した。

しかし、一部の給与明細書でも分かるとおり、少ない時でも 61 万 5,608 円の給与を受け取っていたので、当該期間について、標準報酬月額を給与に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から、申立期間のうち、平成 2 年 1 月から同年 9 月までの期間並びに同年 11 月及び同年 12 月の給与明細書が提出されているが、当該明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、A社から提出された申立人に係る「社会保険被保険者台帳」により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人のオンライン記録には、遑って訂正処理が行われた等、不自然な事務処理が行われた形跡は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和 47 年 3 月 10 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 30 日に離職している旨の回答が得られた。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚 9 人に照会したところ、7 人から回答が得られ、そのうちの 2 人から、申立人は申立期間に勤務していなかった旨の証言が得られた。

さらに、A社から提出された「社員入社歴順名簿」によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 47 年 3 月 10 日、資格喪失日は同年 10 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、上記回答が得られた同僚二人のうち、一人から、当時は入社しても無断で退職する者が多く、後に厚生年金保険の資格取得期間で問題が起こらないように、「社員入社歴順名簿」を作成していたので、その記載内容は正確である旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 21 日から 56 年 7 月 1 日まで
② 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 54 年 3 月 21 日から 56 年 9 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間について、B市区町村にあるA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 54 年 4 月 1 日、離職日が 56 年 8 年 31 日である旨の回答が得られた。

2 一方、申立期間①について、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 56 年 7 月 1 日となっており、申立期間①において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前（名字のみ）を挙げた同僚のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 7 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 3 人の雇用保険の加入記録について、労働局に照会したところ、いずれも、同日以前に雇用保険に加入している旨の回答が得られた。

なお、当該同僚 3 人に照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 7 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は 30 人（前述の同僚 3 人を含む。）いることが確認でき、そのうち、生年月日が昭和 11 年から 31

年までの者で、かつ、存命中で連絡先の判明した同僚9人に照会したところ、3人から回答が得られ、うち1人から、自身は申立期間①に同社に勤務していたものの、厚生年金保険料が控除されていたか否かについては、分からない旨の証言が得られた。

- 3 申立期間②について、上記2において回答が得られた同僚3人からは、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかったものの、うち1人から、申立期間②当時の社会保険の取扱い等について、A社の事業主が個別に決定していたと思う旨の証言が得られた。

また、申立期間②に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 4 このほか、A社から、申立人の両申立期間における勤務状況等については、申立人に係る書類が現存していないため、不明である旨の回答が得られたほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1322 (事案 1132 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 3 日から 32 年 4 月 3 日まで

A社(現在は、B社)C製作所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者として認められなかった。

申立期間に同僚と旅行したときの写真があるので、これにより、A社に勤務していたことは証明できるはずである。

また、当該同僚が証言してくれるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から提出された人事記録により、申立人は、A社に昭和28年6月15日に入社し、31年4月に退職したことが確認できるとして、既に当委員会に基づく平成22年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の同僚として、新たに9人の名前を挙げているものの、そのうちの2人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

また、上記同僚9人のうち、存命中で連絡先の判明した3人に照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、申立人から提出された写真では、申立人が申立期間にA社に勤務していたことを確認することはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。